

126.22

商標願書の補正に係る手続補正書の  
作成例（商）

1. 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」は、全文補正又は「商品及び役務の区分」単位の部分補正により補正することができる。商品（役務）単位の補正は認めない。
  - (1) 全文補正…「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」（出願）、  
「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」（書換）
  - (2) 部分補正…「第○類」
2. 願書の「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正又は部分補正する手続補正書の作成例
  - (1) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正する手続補正書の作成例
    - ア. 商標登録出願の手続補正書の作成例 P 2
    - イ. 書換登録申請の手続補正書の作成例 P 2
  - (2) 願書の「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を区分単位で部分補正する手続補正書の作成例
    - ア. 「補正方法」が変更の場合 P 3
      - a. 1区分を補正するとき
      - b. 2区分を補正するとき
    - イ. 「補正方法」が追加の場合 P 4
    - ウ. 「補正方法」が削除の場合 P 4
    - エ. 「補正方法」が変更、追加、削除の複合の場合 P 5
    - オ. 区分の誤記を補正するとき P 6

2. 全文補正又は部分補正の手続補正書の作成例

(1) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正する手続補正書の作成例

(注) 「【補正の内容】」には、「【補正対象項目名】」に記載した事項及び補正後の内容を記載する。この場合において、補正後の当該欄に係る事項(補正をする必要のない区分を含め)の全てを記載しなければならない。

ア. 商標登録出願の補正例

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品(指定役務)】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

【第16類】

【指定商品(指定役務)】 クレヨン, アルバム

イ. 書換登録申請の補正例

【手続補正1】

【補正対象書類名】 書換登録申請書

【補正対象項目名】 書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

【第16類】

【指定商品】 クレヨン, アルバム

(2) 区分単位の部分補正

ア－a. 「補正方法」が変更の場合（1区分を補正するとき）

＜第9類の指定商品（指定役務）を変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第9類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

ア－b. 「補正方法」が変更の場合（2区分を補正するとき）

＜第9類及び第28類の指定商品（指定役務）を変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第9類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第28類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】 人形，おもちゃ

イ. 「補正方法」が追加の場合

＜第16類の指定商品（指定役務）を追加する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第16類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第16類】

【指定商品（指定役務）】 クレヨン，アルバム

ウ. 「補正方法」が削除の場合

＜第28類の指定商品（指定役務）を削除する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第28類

【補正方法】 削除

(注) 【補正の内容】は記録しない。

エ. 「補正方法」が変更、追加、削除の複合の場合

＜第9類を変更、第16類を追加、第28類を削除する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第9類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】 家庭用テレビゲーム機用プログラム

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第16類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第16類】

【指定商品（指定役務）】 クレヨン，アルバム

【手続補正3】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第28類

【補正方法】 削除

オ. 区分の誤記を補正するとき

＜「第2類 化学品」を「第1類 化学品」に変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第2類

【補正方法】 削除

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第1類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第1類】

【指定商品（指定役務）】 化学品

(注) 区分重複を補正する場合は、全文補正をすること。

(例えば、「【第1類】、【第1類】、【第3類】」を「【第1類】、【第2類】、【第3類】」に補正する場合に部分補正では、どちらの【第1類】を【第2類】に補正したのか不明なため)

(改訂平成30・4)